

特別養護老人ホーム併設・空床利用型  
指定短期入所生活介護事業所 管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

指定短期入所生活介護事業所における介護給付費算定の留意点について

日頃より、大阪府の高齢者福祉行政の推進にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、特別養護老人ホームの空床利用における看護体制加算・サービス提供体制強化加算の算定は、本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行うものとされます。そのため、例えば併設事業所では要件を満たさない場合であっても、本体施設である指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設において要件を満たす場合は、空床利用での算定が可能とされています。

つきましては、併設事業所と空床利用で加算区分が異なる場合があることを踏まえ、介護給付費算定に係る体制等に関する届出について、下記のとおりお願いします。

記

1. 「看護体制加算Ⅰ又はⅢ」「看護体制加算Ⅱ又はⅣ」について、併設事業所と空床利用のうち単位数が多い加算区分を届出してください。  
例 1) 併設事業所は看護体制加算Ⅲ、Ⅳ、空床利用は看護体制加算Ⅰ、Ⅱの場合は、看護体制加算Ⅲ、Ⅳの届出を行う  
例 2) 併設事業所は看護体制加算なし、空床利用は看護体制加算Ⅰ、Ⅱの場合は、看護体制加算Ⅰ、Ⅱの届出を行う
2. 「サービス提供体制強化加算」については、加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、併設事業所と空床利用のうち単位数が多い加算区分を届出してください。  
例) 併設事業所はサービス提供体制強化加算Ⅰ、空床利用は加算Ⅱの場合は、サービス提供体制強化加算Ⅰの届出を行う
3. 算定にあたっては、利用者の選択に基づく適切な契約に基づき、該当する加算の算定をおこなってください（以下の厚生労働省の Q & A 参照）。

<参考：介護保険最新情報 vol.79 問 35>

Q) 短期入所生活介護における看護体制加算・サービス提供体制加算等において、人員配置の状況によっては、当該短期入所生活介護事業所の空床部分と併設部分で加算の算定状況が異なることがありうるが、その場合、どちらを利用するかについては施設が決めてよいのか。

A) 利用者に対し空床利用部分と併設部分の利用料の違いと体制の違いについて説明した上で、利用者の選択に基づく適切な契約によるべきである。